

平成26年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(経済性を重視した二酸化炭素削減対策支援事業) に係る Q&A 集

平成26年5月

公益財団法人 日本環境協会
環境事業支援部
二酸化炭素削減ポテンシャル診断 助成チーム

二酸化炭素削減ポテンシャル診断事業に係る Q&A

■本補助金の目的

本補助金は、工場や事業場等の事業所におけるエネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための二酸化炭素削減ポテンシャル診断事業の実施を支援することにより、事業者自身の取組による設備機器の効率的な運用や低炭素機器の普及を促進し、もって地球環境保全に資することを目的に実施します。

今までにいただいたお問い合わせを基に、公募申請段階、実施段階、報告段階ごとに Q&A 集を整理しました。是非ご活用ください。

1. 公募申請段階

➤事業所に関するお問い合わせ

Q1 補助事業の対象となる事業所は？

⇒補助事業を申請できる事業所は、平成23年度以降の直近年度における二酸化炭素の年間排出量が3000トン以上の事業所が対象となります。

Q2 対象事業所の年間排出量3000t-CO₂以上とありますが、各事業所の排出量を合算して、3000t-CO₂以上ということであれば対象となるのでしょうか。

⇒今回の補助事業は、年間排出量が1事業所当たり3000t-CO₂以上の事業所を対象としており、各事業所の排出量を合算して3000t-CO₂以上の場合は対象となりません。

Q3 同一事業者が複数申請することは可能でしょうか。

⇒可能です。但し、採択する段階で、応募総数が目標を上回った場合、より多くの事業者に取り組んでもらいたいという観点から2つ目以降の事業所の優先順位は低くなります。

Q 4 過去に弊社の他事業所が CO2 削減・節電ポテンシャル診断を受けていますが、今回、応募申請はできますか。

⇒同一事業者であっても、申請事業所が別の事業所であれば申請可能です。

Q 5 同一事業所で、過去に CO2 削減・節電ポテンシャル診断を受けたことがあります。今回、違う製造工程を対象に本事業へ申請することは可能ですか。

⇒申請できません。あくまでも申請の単位は、事業所となっていることから対象外となります。

Q 6 過去に、他の省庁の設備補助を受けたことがあります。今回、本事業へ応募できるのでしょうか。

⇒今回の補助金は、二酸化炭素削減ポテンシャル診断に掛かる費用を助成するもので、過去に環境省の CO2 削減・節電ポテンシャル診断を受診されていなければ、応募可能です。

Q 7 自治体の規模(小規模自治体優遇)により、加点などの要素はありますか？

⇒加点要素はありません。

▶各種様式に関するお問い合わせ

Q 8 各種様式にある代表者とは、社長を指しているのですか。

⇒ここで言う代表者とは、もちろん代表取締役社長であれば問題ございませんが、ポテンシャル診断を実施する事業所において、診断を実施し、掛かる費用を支払う責任権限を持たれている方を指しており、支店長、工場長、事業部長、執行役員等がその権限を有されておられるのであれば問題ございません。

Q 9 ポテンシャル診断事業の公募要領「別紙様式2」の中に、「計測あり」「計測なし」とありますが、どのような区分でしょうか。

また、「計測ありを希望するが計測なしでも可」とはどのような事ですか？
⇒事業所において、今まで蓄積した既存のデータや資料で十分に診断が可能と判断された場合は、「計測なし」、資料が十分ではない、さらに詳しくデータを把握し、対策を検討するため必要なデータ計測を行いたいと判断された場

合は、「計測あり」をご選択ください。

また、「計測ありを希望するが計測なしでも可」とは、基本的には「計測あり」を希望するが、「計測なし」でもよいということであれば、このチェックボックスにチェックを入れてください。

Q 10 希望する診断機関を記入する欄がありますが、希望は優先されるのでしょうか。

⇒応募者が希望する診断機関については、内容を確認し優先させていただくように配慮しますが、別途、このポテンシャル診断を担当していただく診断機関の公募が三菱総合研究所によって行われており、希望される診断機関の登録がされていなければ、マッチングすることはできません。

➤費用に関するお問い合わせ

Q 11 交付規程様式第 1 交付申請書には申請額、経費の内訳、実施計画の提出が求められますか、これらを算出、作成するためには、診断機関との事前打ち合わせが必要と考えますが、これに掛かる費用は出ないという理解で良いのでしょうか。

⇒その通りです。事業の開始は、協会からの交付決定日以降となります。よって、補助金の支給対象は、交付決定日に発生する経費が対象となります。また、委託契約等契約を締結する際には、契約日、発効日が交付決定日以降となるようご注意ください。

Q 12 補助対象経費は、どのような費用が含まれるのでしょうか。

⇒公募要領 P 5 の（表 2）に示した通り、ポテンシャル診断に要した費用で診断機関に支払う経費が対象となります。

Q 13 補助対象経費の中で、対象外となる経費とは？

⇒例えば、CO₂ 以外の Nox, Sox 等の計測を実施された場合、それに要した経費は対象外となります。

Q 14 今回のポテンシャル診断に要した経費に掛かる消費税は、受診事業者が負担するということになるのでしょうか。

⇒その通りです。但し、地方公共団体はその限りではありません。

Q 15 地方公共団体においても補助金額は消費税抜きとなるのですか。

⇒地方公共団体における消費税の取り扱いについては、本事業に要する経費を一般会計で処理される場合は、定額の補助金に消費税をかけた金額を申請できるものとします。

ただし、地方の公共団体の特別会計等で課税義務者となっておられる事業所が申請される場合は、他の事業者と同様消費税抜きの額を交付します。

地方公共団体で消費税非課税義務者の場合の基準額

{消費税込み(定額×1.08%)で申請出来る場合の上限}は下記の通り。

大規模	タイプ A	有(新規に取得)	183.6万円
	タイプ B	無(既存データを活用)	91.8万円
中規模	タイプ C	有(新規に取得)	138.2万円
	タイプ D	無(既存データを活用)	69.1万円

Q 16 事業に要した経費が交付決定額を上回った場合は、上回った分を補助事業者が負担すると考えればいいのでしょうか。

⇒その通りです。公募要領P4に記載の通り、補助金の交付額(支払額)は交付申請額のうち、協会から認められた額(交付決定額)と、実際に補助事業に要した経費のうち公募要領表2に掲げる補助対象経費とを比較して少ない方の額とします。交付決定額を上回る場合、その差額は補助事業者の負担となります。

➤応募書類について

Q 17 応募書類に直近、2期分の財務諸表とありますが、四半期決算資料ではだめでしょうか。

⇒ここでは、年度単位での財務諸表(貸借対照表、損益計算書)を2期分提出していただきます。但し、設立後、2会計年度を経過していない場合は、直近1期分の提出をお願いします。

Q 18 応募書類で求められる寄付行為とはなんですか。

⇒学校法人、医療法人、社会福祉法人などが定めなければならないもので、企業で言えば「定款」に相当する団体の基本規則を定めているものです。

Q19 提出書類ですが、企業パンフレット等業務概要がわかる資料の他に、定款も提出しなければならないのでしょうか？

⇒定款の提出は必ずお願いします。

2. 実施段階

Q 20 診断実施時期及び診断期間は、どのように設定されるのでしょうか。

⇒補助事業者の皆様は、診断機関と協議の上、診断実施時期、診断期間を決定していただきます。その際、診断機関とは診断内容や実施計画、金額等の協議をいただき、交付申請書をご提出いただきます。

診断機関の連絡先は、診断機関の通知をさせていただく際に連絡いたします。

Q 21 進捗状況の報告は、どのようなタイミングで報告すればいいのでしょうか。

⇒交付規程に定めている通り、事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第7(遂行状況報告書)にて報告をお願いします。

3. 報告段階

Q 22 事業完了後年度毎に3年間、事業報告書の提出が求められていますが、診断を受けた後、必ず対策を実施しなければならないのでしょうか？

⇒事業報告書は、年度ごとに交付規程様式第11にて環境大臣あてに提出していただくこととなりますが、診断結果の活用状況を把握するためのものであり、必ずしも提案された内容に取り組んでいただくことを求めているものではありません。

Q 23 補助事業者のポテンシャル診断結果に係る情報は、どの程度まで情報開示されるのですか。

⇒環境省において、本事業を通じて得られた効果的な二酸化炭素削減対策を

取りまとめ、広く二酸化炭素排出量の削減に向けた取組を促すことを目的に事例等の公開を予定しています。その際は、当該事業者と相談の上、開示内容を決定します。

また、当事業に採択された事業者名・事業所は公表されます。